



障精発0330第11号

平成24年3月30日

各地方厚生局健康福祉部長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課長

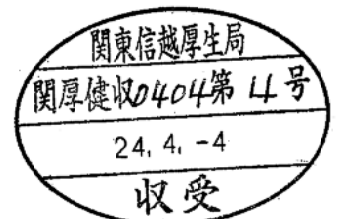


「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行について」の一部改正について

標記において定めている「通院処遇ガイドライン」は、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による診療方針及び医療に関する療養に要する費用の額の算定方法の施行に伴う実施上の留意事項について」（平成17年8月2日障精発第0802002号）において、「毎月、診療報酬明細書に、「通院処遇ガイドライン」（平成17年7月14日障精発第0714002号）Ⅱの3の3）記録等の標準化による「指定通院医療機関における多職種チーム会議において整備すべき情報」のうち当該月に係る部分の写しを添付する。」と引用されているところである。

平成24年4月1日から施行される医療観察診療報酬の改正に関連し、当該添付する資料の様式を別添のとおり改めることとしたので、貴管内指定医療機関に周知するとともに、関係制度の円滑な実施について遺漏なきを期されたい。

なお、当分の間、改正前の様式で添付しても差し支えない。



指定通院医療機関 治療評価シート(1ヶ月毎)
 患者番号() シート番号()

作成日

フリガナ		性別		生年月日		現在年齢	
本人氏名							
治療期		左記治療期の開始(年月日)					
保護観察所		社会復帰調整官					
指定入院 医療機関	通院開始年月日	施設名		管理者			
	多職種チームの担当者						
	医師	精神保健福祉士		看護師			
	臨床心理技術者	作業療法士		その他			
主診断(ICD)	(F)						
副診断(ICD)	(F)						
身体疾患(ICD)	()	()					

1ヶ月間の特記すべき状態、および、提供した多職種チームによる介入、および、その効果と問題点

医療機関 通院頻度と受療態度、服薬状況、訪問看護・指導、デイケア参加状況などを記す	効果と問題点

1ヶ月間の地域における生活状況等(日常生活、就労状況、対人関係など)

--

共通評価項目	要素	具体的要素	点	備考
	精神医学的要素		精神病症状	
		非精神病性症状		
		自殺企図		
個人心理的要素		内省・洞察		
		生活能力		
		衝動コントロール		
対人関係的要素		共感性		
		非社会性		
		対人暴力		
環境的要素		個人的支援		
		コミュニティ要因		
		ストレス		
		物質乱用		
治療的要素		現実的計画		
		コンプライアンス		
		治療効果		
	合計得点	治療・ケアの継続性		

1ヶ月間の総合評価	
-----------	--

本人のニーズ および 今後の治療目標と治療方針	本人のニーズ
	治療目標
	治療方針

会議参加者	(職種:)	(職種:)	(職種:)
	(職種:)	(職種:)	(職種:)
	(職種:)	(職種:)	(職種:)
	(職種:)	(職種:)	(職種:)
シート作成責任者	(職種:)	会議開催年月日	
		シート作成年月日	